

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成28年12月7日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成28年11月9日付けで行った家具什器費の支給に関する保護申請却下決定処分のうち、冷蔵庫の支給申請却下については取り消し、その余の部分について棄却する。

事案の概要

- 1 平成28年5月11日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成28年10月26日、請求人は、冷蔵庫及び洗濯機の購入等の費用を求める保護変更申請（以下「本件申請」という。）を行った。

- 3 平成28年11月9日付けで、処分庁は、本件申請を却下する決定（以下「本件却下決定」という。）を行い、請求人に通知した。
- 4 平成28年12月7日、請求人は、大阪府知事に対し、本件却下決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

ア 生活保護利用に至る経緯

請求人は、下肢障害と手指感覚障害を有しており、就労が困難な状態にある。自炊や洗濯、清掃などの家事は単独で行うことが可能である。

請求人は、平成28年5月1日来阪し、同月11日に処分庁において生活保護申請を行い、その後、申請日に遡って生活保護を受給している。

請求人が要保護状態にあった時点、すなわち生活保護の受給開始時、請求人の身の回り品はわずかな衣類と布団しかなく、それ以外の生活用品は全く所持していなかった。

そこで保護申請後、請求人は自宅訪問に来た担当ケースワーカーに対し、自宅内を見せ、食事について自炊することを考えているが、暑くなるので冷蔵庫を購入したく、洗濯機もないことから是非とも購入したい、についてはそのための費用を支給して欲しいと口頭で伝えたが（口頭申請）、これに対し担当ケースワーカーは、これを申請として取り扱わず、その場で、洗濯はコインランドリーを使い、冷蔵庫については毎回食事をコンビニエンスストアで買えば必要ない旨述べた。

しかし請求人は、必要性と緊急性から、同年7月1日に支給された生活保護費より、18,000円の中古冷蔵庫を購入し、さらに数日後、友人から洗濯機を3,000円で譲り受け、別途量販店で設置台・ホースを7,000円ほどかけて購入し、運送会社に運搬設置代10,638円を支払って設置した。

すなわち、家具什器の購入設置に生活保護費から合計38,638円を支出することを余儀なくされた。

その結果、請求人は、手元の保護費が不足し、緊急的に野宿生活者の支援団体から米、缶詰等の食料を分け与えてもらい、急場をしのいだ。

購入後も、再度担当ケースワーカーに対し、生活保護で支給して欲しいと領収書を示して申請したが受け付けてもらえず、担当ケースワーカーは「不服があるなら法的手続きをとればいい」と言い、「どうしても必要なら社協で貸し付けを受ければいい」とも言った。

そこで請求人は、同年10月26日、処分庁に赴き、「本件申請書」を提出したところ、同年11月9日、担当ケースワーカーとさらに1名が請求人の自宅を訪れ、本件却下決定通知書を持参し、手交した。

本件却下決定通知書に記載されている却下の理由は、以下のとおりである。

「生活保護申請に伴う訪問調査の時点で、冷蔵庫・洗濯機の購入について緊急性は認められなかった。また、本件申請の理由である、冷蔵庫は食品等を適正に保管するために、洗濯機は身繕いや生活環境を清潔にするために必要不可欠であるという理由では、例えば購入の時点で申請があったとしても緊急性は認められない。

したがって、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問7の45のとおり、緊急性が認められない場合は日常生活に必要な物品は経常的な生活費の中から順次購入するのが妥当であると判断されるため、申請を却下します。」

イ 法律的及び生活保護の実務運用の確認

(ア) 冷蔵庫及び洗濯機は、いずれも保有が認められるべき「生活用品」に該当する。当該地域の一般世帯との均衡について、直近に公開されている総務省統計局の平成26年全国消費実態調査によれば、単身世帯において、冷蔵庫は96.6パーセント、洗濯機は95.2パーセントの普及率とされており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第3の6に示された判断基準に照らし、これを充足している（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3の4の（4）参照）。

(イ) 冷蔵庫及び洗濯機が無い状態は、いずれも「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき」に該当する（局長通知第7の2の（6）のア家具什器費参照）。

問答集の問7の45「家具什器費の支給対象品目」に対する厚生労働省の回答によれば、一時扶助の支給基準である必要性及び緊急性の有無によって判断し、これが認められれば家具什器費として認定して差し支えないものとされている。

(ウ) 冷蔵庫について

冷蔵庫は前記のとおり、普及率96パーセントを超える家庭用・家事耐久財であるだけでなく、平成28年5月より保護適用を受けた請求人にとっては、特に高温多湿な時節・生活環境において、購入した食料品を安全に保管するために必要不可欠なものである。

担当ケースワーカーは、コンビニエンスストアで食料を購入すれば、冷蔵庫は不必要であると口頭での申請権を侵害しているが、誤りである。

出来合いの食材だけでは、到底健康で文化的な最低限度の生活の維持を図ることはできず、徒に食費が増大し、さらに請求人は自炊を主とする食生活を希望していることからすれば、生存権を侵害する対応であると言わなければならない。

自炊することで食費を節約し、数日、数回にわたって分食するためにも冷蔵庫は必要不可欠であり、高温多湿時においては緊急性も認め得る。

(エ) 洗濯機について

洗濯機も前記のとおり、普及率95パーセントを超える家庭用・家事耐久財である。

請求人は、経常的一般生活費での最低生活を維持するうえで、衣類を清潔に、かつ長く使用するために洗濯機を用いることを必要としている。

担当ケースワーカーは、その都度コインランドリーを利用すれば洗濯機は不要であると口頭での申請権を侵害しているが、誤りである。

コインランドリーを利用した場合、平均的な料金を前提にしても、5キロ以下の洗濯をする際に、最低でも200円から300円が必要であり、天候の影響を受けて乾燥機を利用すればさらに、100円から200円が必要となる。

週2回の利用を想定しても、月に3,000円程度が必要となり、今回、請求人が友人から譲り受けた洗濯機を購入することができる。

請求人はさらに、洗濯機設置台やホース運搬設置に費用がかかっているが、これも数か月から半年程度のコインランドリーの利用料金に相当することから、洗濯機を購入することは生活の質の向上や自立助長に資することは明らかである。

当時、請求人は最低限の衣類しか持ち合わせておらず、生活保護受給開始当時、同じ衣類を数日にわたって着用するなどの実情にあったことに鑑みれば、必要性とともに早期に洗濯機の購入を認め、清潔で身繕いに不足することのない費用を支給すべき緊急性があるというべきである。

(オ) 以上のとおり、冷蔵庫の購入を認めない対応は論外であって違法不当であり、また、洗濯機の購入を求める請求人に対して、コインランドリーの利用を理由にこれを断念させた対応の背景には、貧困を個人の責任に帰し、生活困窮者乃至生活保護受給者の生活状態を必要以上に劣悪なものでなければならないとする劣等処遇の思想によるものと言わざるを得ない。

「健康で文化的な最低限度の生活」の内実は、生活保護受給者のライフスタイルや、生活様式を決定できる権利を否定するものであって、かつ、生活保護受給者の生活に対する過剰な干渉であると言わなければならない。

実際に請求人は、家具什器代が支給されなかったため、食費等の生活費が不足し、支援団体による食糧支援等を受けており、生存権が侵害される事態に至っている。

冷蔵庫等をめぐる生活必需品については、各自治体等で対応が一貫せず、混乱が生じている問題もある。必要性・緊急性に関する事実認定は、自治体ごとの画一的対応によって決せられることがあってはならず、また、十把一絡げに結論の出せる問題ではないはずである。

その意味で、処分庁が明示している形式的理由は、「市では生活必需品に関する一時扶助費は出さない」というに等しく、誤りは明白であって、審査庁において再度正されるべきである。

(カ) 以上のとおり、本件却下決定の違法性・不当性は明らかであるから、平成28年11月9日付で処分庁が請求人に対して行った、本件却下決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審理員が平成29年5月8日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

ア すでに、冷蔵庫及び洗濯機の家具什器については、審査庁において、また他の審査庁においても、これを不支給とした処分が取り消されており、生活保護がこの社会におけるナショナルミニマムを形作っていることから、これと矛盾する処分庁の判断は早期に取り消し、健康で文化的な最低限度の生活の内実を平等たらしむべきである。

イ 冷蔵庫について

審査庁は過去に、「家具什器費を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当するかどうかは個々の世帯の状況に応じて判断することとされているところ、本件においては、処分庁は、請求人の年齢、健康状態を一定考慮して判断しているということではあるものの、それをもって、単に徒歩圏内に立地するスーパーの利用が可能であることから緊急性がないと判断したと見ざるを得ず、請求人の生活状況、生活環境等も考慮して判断する余地があると思慮されることから、個々の世帯の状況に応じて判断したとはいえず、処分庁の主張を認めることは困難であるといわざるを得ない」と判決（平成24年3月26日社援第3094号大阪府知事裁決）し、さらに栃木県知事は、同種事例について「冷蔵庫は本県において普及率が100%に近く、このことは食料品も多くが冷蔵を前提としていること、価格も基本的な機能のみであれば比較的安価で入手できること等に起因するものと思われる。すなわち、今日における一般的な社会生活を営む上で冷蔵庫は最も基礎的かつ日常的な家具什器の一つというべきであり、これらの事情を考慮しない処分庁の判断は狭きに失するものと言わざるを得ない。」（平成18年11月6日栃木県裁決）とも判断されている。

本件においても、ほぼその理屈が等しく当て嵌まる以上、結論は等しいものとするべきであり、その結論が異なることを相当とする事情につき積極的、かつ証拠に基づく処分理由が示されなければならない。

ウ 洗濯機について

審査庁は過去に、「請求人の年齢、健康状態を根拠として、徒歩圏内に立地しているコインランドリーの利用が可能であり、洗濯機の保有についても緊急性があると判断するに足る特段の事情は認められないと主張する。しかしながら、本件においては、(中略)請求人の洗濯機の家具什器費の支給申請の理由が『手洗いによる選択は腰に負担がかかるため』であること、(中略)請求人は、コインランドリーの洗濯機は標準洗いのみで、すべての衣類に対応できず、請求人の風呂場が手洗い場所として適さず、手洗いをしようとしても腰に負担がかかると主張していることからすると、処分庁は、それらの個別事情をも考慮して、当該請求人において、すべての洗濯がコインランドリーの利用で足りると判断したとまではみることは困難であり、個々の世帯の状況に応じて判断したとはいえず、処分庁の主張を認めることは困難である」と採決（前掲同じ）し、さらに千葉県知事は、「洗濯機は、それがいかなる型式のものであるかを問わず、現代においては、社会通念上、最低生活に必要な不可欠な物資であるといつて過言ではなく、また、本件申請が行われたのが夏季であることからすれば、洗濯機は、コタツより、支給の緊急性が高いと認められる。」（平成2

4年12月26日千葉県裁決)とも判断されている。

本件において、請求人が手洗い、若しくはコインランドリーの利用に際して、前記のような腰の負担等を明言していたわけではないが、コインランドリーの利用においては全ての衣類に対応できない点については事情に違いはないと思われることに加え、同人はすでに申請段階において、自らが下肢機能障害として6級の身体障がい者手帳を提示しており、その具体的な障がいは、右下肢は中学校2年生時の事故により右足骨折による後遺障害、左下肢はマルファン症候群による膝関節の可動域制限等があるため、ケースワーカーの積極的な需要の把握によって、近隣にあるコインランドリーの利用によってその緊急性を否定し、不支給とした判断には誤り、少なくとも、妥当ではないものといえる。

(3) 審理員が平成29年9月6日に受理した請求人の再反論書には次の趣旨の記載がある。

ア 冷蔵庫について

後記2 処分庁の主張の(2)の再弁明書は、請求人主張に対する反論ではもはやなく、審査庁が過去に示した判断に対する異議であり、かつ、その内容も審査庁の示した判断の理解を誤ったものである。

(ア) 請求人が提出した平成24年3月26日付大阪府裁決は、「請求人は若く、病気や障害も無いため、食料の買い置きがなくても、徒歩5分圏内に立地するスーパーで毎日その日一日分を購入することも困難ではない。また、徒歩1分圏内にはコインランドリーも立地している」という事案である。

(イ) しかし、年齢や健康状態に問題がなくとも、人は体調不良や風邪・インフルエンザなど疾患に罹患することは当然に起こりうることであり、体調不良や病気の際にも毎日その日一日分の購入を行うべきことを前提とするは非常に酷であって、健康で文化的な生活に恃るものである。

冷蔵庫は、必ずしも食料保存のみを目的に使用されているわけではなく、各家計のやりくりの中で切り詰めながら安く食料品等を購入して生活することに不可欠であり、生活保護利用者にとっても、最低生活を維持する上で毎日必要となる食料品購入を、保存を前提に考えながら支出している。例えば、安い食料品が市場に出た際には賞味期限等を踏まえ、買い置き等をして冷蔵庫にて保存するのである。

こうしたことを顧慮することなく、夏季に居室内に放置して食料品を保存すればよいと言わんばかりの論調は、衛生的にも文化的にも不適當であり、生活保護受給者に対する劣等処遇に他ならない。

(ウ) 審査庁は、こうした主張を容れて「個々の世帯の状況に応じて判断する」必要があるとし、「単に徒歩圏内に立地するスーパーの利用が可能であることから緊急性がないと判断したと見ざるを得ず」、処分庁側の主張を誤りと結論づけたのである。

また、厚生労働省は、食品の安全を確保し、その具体的な確保の方法を公表周知する。そこでは以下のとおり、

- 冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったら、すぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
 - 冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意しましょう。めやすは、7割程度です。
 - 冷蔵庫は10度C以下、冷凍庫は、-15度C以下に維持することがめやすです。温度計を使って温度を計ると、より庫内温度の管理が正確になります。細菌の多くは、10度Cでは増殖がゆっくりとなり、-15度Cでは増殖が停止しています。しかし、細菌が死ぬわけではありません。早めに使いきるようにしましょう。
 - 肉や魚などは、ビニール袋や容器に入れ、冷蔵庫の中の他の食品に肉汁などがつかないようにしましょう。
 - 冷凍食品など凍結している食品を調理台に放置したまま解凍するのはやめましょう。室温で解凍すると、食中毒菌が増える場合があります。解凍は冷蔵庫の中や電子レンジで行いましょう。また、水を使って解凍する場合には、気密性の容器に入れ、流水を使います。
 - 料理を途中でやめてそのまま室温に放置すると、細菌が食品に付いたり、増えたりします。途中でやめるような時は、冷蔵庫に入れましょう。
 - 残った食品は早く冷えるように浅い容器に小分けして保存しましょう。
- とし、冷蔵庫は食の安全を確保するために不可欠のものとなっている。

(エ) 処分庁の今般の再弁明は、府裁決に対する反論たり得ておらず、また、審査庁が過去に示した判断が誤りであると公然主張するものであることから、今後も誤った判断が繰り返されるおそれが強く、審査庁において、処分庁の理解の誤りを厳正に糾しておく必要がある。

イ 洗濯機について

前記ア同様、平成24年3月26日大阪府裁決は、徒歩圏内に立地するコインランドリーがあることを理由として緊急性を否定する処分庁側の論理を不当であると判断しているのであり、今般の再弁明はこれに抵触する。

さらに審査庁は、「個々の世帯の状況に応じて判断」する場合、「コインランドリーの洗濯機は標準洗いのみで、全ての衣料に対応できず、請求人の風呂場が手洗い場所として適さず、手洗いをしようとしても腰に負担がかかる」ことから、それが故に、その点を考慮しない処分庁側の判断の誤りを糾すものである。

にもかかわらず、処分庁の今般の再弁明は「コインランドリーで全ての衣類に対応できるというわけではないと思われるが、それは家庭用洗濯機でも同様」等と全般的な外れのものである。

処分庁の再弁明は、強固な意図のもとに、府裁決に反する運用を正当化しており、違法な生活保護運用が今後も行われる危険があり、早期に是正すべきである。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成28年11月9日付けで処分庁が請求人に対し通知した本件却下決定通知書には、「同年10月26日付けで申請された法による保護については、次の理由で保護できませ

るので却下します。 却下の理由 生活保護申請に伴う訪問調査の時点で、冷蔵庫・洗濯機の購入について緊急性は認められなかった。また、本件申請の理由である、冷蔵庫は食品等を適正に保管するために、洗濯機は身繕いや生活環境を清潔にするために必要不可欠であるという理由では、例え購入の時点で申請があったとしても緊急性は認められない。

したがって、別冊問答集問7-45のとおり、緊急性が認められない場合は日常生活に必要な物品は経常的な生活費の中から順次購入するのが妥当であると判断されるため、申請を却下します。」と記載されている。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年3月9日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成28年5月20日 生活保護新規申請調査のため、請求人宅を訪問。家具調度品等を確認するなかで、食事はコンビニで惣菜を買ってきていること、洗濯は隣にあるコインランドリーを利用していることを聴取。請求人より、今後自炊を考えているので冷蔵庫を購入しようと思っているとの話はあったが、費用を支給して欲しいという相談はなかった。

(イ) 平成28年6月9日 生活保護開始1ヶ月後の家庭訪問を実施。冷蔵庫を購入しており、リサイクルショップで買ったと報告を受ける。請求人より、洗濯機の購入費用は支給してもらえるのかとの質問があり、支給することは難しい旨回答。生活費の中でやりくりして購入してもらうよう伝え、請求人も了承する。

(ウ) 平成28年7月26日 別件で来所を促し面接するなかで、冷蔵庫や洗濯機の購入費用についても話が及び、なぜ支給してもらえないのか納得がいかないとの話がある。問答集問7の45に基づき、緊急性が認められないため支給が難しいことを説明したうえで、まだ納得していない様子であったため、審査請求について情報提供。

加えて、必要があれば生活福祉資金の活用を検討してみてもどうかと助言したが、請求人は拒否した。

(エ) 平成28年10月17日 請求人宅へ家庭訪問。生活保護費が少なすぎると訴え、冷蔵庫や洗濯機の購入費用を生活費から捻出しなければならないことが納得がいかないと述べる。「自分は良いが、ここで引き下がったら生活保護制度は何も変わらない」と話し、支援者と一緒に明日来所すると話す。

(オ) 平成28年10月18日 請求人、支援者と来所。「地区担当員は新規申請調査時に冷蔵庫や洗濯機がないことを確認した時点で、被保護者から相談がなくても、家具什器費の申請やその他活用できる制度を積極的に伝えるべきである」とし、「相談があった時点ですぐに申請書を渡すべきである」との訴えがある。

申請権の侵害という話もあったため、これまで審査請求について話をしているとおり申請を出すことを拒んでいるわけではないので、申請するということであれば申請してもらって構わないと伝えたが、その日は申請されなかった。

(カ) 平成28年10月26日 請求人が来所し、本件申請書を受理する。

(キ) 平成28年11月1日 ケース診断会議を開催。

(ク) 平成28年11月9日 請求人宅を家庭訪問し、「本件却下決定通知書」を手交。

(ケ) 平成28年12月28日 請求人より、審査庁に対し提出された本件却下決定にかかる審査請求書を受理する。

イ 本件却下決定の正当性について

(ア) 争点は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7の2の一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかである。

(イ) 冷蔵庫について

購入した食料品を安全に保管するために、また、自炊することで食費を節約し、数日、数回にわたって分食するためにも冷蔵庫は必要不可欠とのことであるが、スーパーマーケットやコンビニエンスストアが近隣にある状況で緊急性は認められないし、自炊することで食費を節約し、分食するために必要であるという理由では、生活の質の向上に必要ではあっても、緊急やむを得ない場合とは認められない。

(ウ) 洗濯機について

清潔で身繕いに不足することのない費用を支給すべき緊急性があるとのことであるが、コインランドリーを利用できる状態にあることから、清潔で身繕いに不足する状態であるとは認められず、緊急性があるとは判断されない。

(エ) 上記のとおり、冷蔵庫や洗濯機の購入は、生活の質を向上するために必要であるとは認められても、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合には該当しない。

よって、本件却下決定は次官通知第7の2および問答集の問7の45に則って判断したものであり、違法な点はないと判断する。

(2) 審理員が平成29年8月9日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 冷蔵庫について

審査請求書に記載のとおり、請求人は、「下肢障害と手指感覚障害を有しており、就労困難な状態」ではあるが、「自炊や洗濯、清掃などの家事は単独で行うことが可能」であり徒歩圏内に立地するスーパーやコンビニで都度食品を購入することが可能である。実際に請求人は新規申請時における訪問調査にて、実家から現在の住居に転居して以降、惣菜購入するなどして生活していると説明しており、緊急性があったとは言い難い。

また、請求人は「高温多湿時においては緊急性も認め得る」と述べているが、例えば、病気療養上不可欠な薬品を保管するために必要となる場合等生命の維持に直接必要と認められる特別な事情があるなどの場合には緊急性が認められ得るが、都度食品を購入できず状態にあった請求人の生活状況からは、冷蔵庫購入の必要性は認められても、緊急性があったとまでは判断できない。

なお、平成28年6月9日に実施した請求人宅の家庭訪問時にはすでに冷蔵庫を現認しており、「同年7月1日に支給された生活保護費より、18,000円の中古冷蔵庫を購入し」という請求人の主張には矛盾があることを申し添える。

イ 洗濯機について

請求人は、新規申請時における訪問調査にて、来阪後、コインランドリーを使用している旨申述しており、実際に洗濯機がなくても徒歩圏内に立地するコインランドリーを利用して生活が出来ている状態であるから、緊急性は認められない。

また、コインランドリーで全ての衣類に対応できるというわけではないと思われるが、それは家庭用洗濯機でも同様であり、コインランドリーでは「全ての衣類に対応できない」ため洗濯機の購入が必要であったとする反論は成り立たない。

ウ 結論

上記のとおり、処分庁は、次官通知第7の2及び問答集の問7の45に則って、請求人の冷蔵庫及び洗濯機については、必要性は認められるが緊急性は認められないことから、経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものと判断したのであり、本件却下決定に違法又は不当な点はない。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 新規申請調査ケース記録票(4)には、請求人は、洗濯機及び冷蔵庫を保有しておらず、洗濯についてはコインランドリーを使用していること、冷蔵庫については自炊のため今後購入するつもりである旨の記載がある。

イ 平成28年6月9日付けのケース記録票には、「請求人宅定期訪問 請求人と面接 室内、冷蔵庫が増えている。惣菜ばかりだと栄養が偏るので、自炊をするため、リサイクルショップで購入したとの事。あとは洗濯機を購入したいと思っているが、生活保護から扶助してもらうことはできないかとの相談あり。支給できる条件に当てはまらないので扶助は出来ない。生活費をやり繰りして購入するようにと伝える」との記載がある。

ウ 平成28年7月26日付けのケース記録票には、「請求人来庁。請求人と面接。(中略)しかし『だいたい、洗濯機や冷蔵庫も生活費でやり繰りして購入しないといけないなんておかしい。インターネットには家具什器費として支給してもらえるはずと書いてある。(中略)』と述べる。(中略) 冷蔵庫や洗濯機の購入費用を処分庁から扶助するということは難しいが、必要があれば生活福祉資金を借りるという方法がある。冷蔵庫は既に所持しているが、もし洗濯機が至急必要でその費用を捻出することが難しいのであれば、生活福祉資金の活用を検討してみとはどうかと説明。これについては拒否。加えて、後になって『あのときどうして〇〇してくれなかったのか』と言われても対応できないことも多いので、困ったことがあれば、事前に相談して欲しいと申し添える。」との記載がある。

エ 処分庁が平成28年10月26日に受理した本件申請書には、「健康で文化的な制限程度の生活を送るうえで、冷蔵庫は食品等を適正に保管するために、洗濯機は衣類や身繕いや生活環境を清潔にするために必要不可欠なものです。家具什器費で支給されるべきではないのでしょうか。」との記載がある。

オ 処分庁が平成28年11月1日に開催したケース診断会議記録票には、ケースの概要及び問題点として、「新規申請調査のため訪問した際、食器類や布団などが揃っていることを確認。その話の中で、冷蔵庫がなくコンビニなどで惣菜を購入していること、洗濯機がなく隣にあるコインランドリーを利用していることを聞くも、その時点では購入費用について相談は受けておらず、順次購入していくことを確認していた。開始1ヶ月後の訪問時に冷蔵庫の購入を確認。洗濯機をこれから購入したいが費用は支給されるのかとの相談を受け、難しいことを説明し、請求人も了承している。(問答集7の45) その1ヶ月半後に、別件で面接をする中で『家具什器費として支給してもらえたはずだ』との訴えがあり、生活福祉資金の活用について情報提供するも拒否。その後、その件について訴えはなくなったが、10月の訪問を機に再燃。支援団体や弁護士へ相談するに至り、本件申請書提出に至っている。請求人世帯について、冷蔵庫、洗濯機の購入費用についての支給可否をご検討願います。」、会議の要点・結論として、「新規申請に伴う訪問調査の時点で、冷蔵庫・洗濯機の購入について必要性及び緊急性が認められず、また申請書に記載の理由では経常的な生活費の中から順次購入することが妥当であると判断されるため、家具什器費を認定することは適当ではない。よって、本件申請については却下とする。」との記載がある。

カ 前記1 請求人の主張の1の(4)と同一書類。

3 口頭意見陳述の実施

平成29年10月2日に実施した口頭意見陳述の概要は以下のとおりである。

(1) 請求人の陳述

中学のときに、足の骨折での入院で「マルファン症候群」と診断された。普段の食生活と冷蔵庫の必要性について、まとめ買いをして配達サービスを利用して購入している。1円でも安く買うためにスーパーを渡り歩ける体ではないし、無駄な時間を浪費したくないため、配達を継続利用している。

また、手が不自由なため、調理に時間がかかり、餃子30個作るのに2時間以上かけて、数日に分けて分食する生活に、冷蔵庫がなくても生活できるとの判断は納得いかず、洗濯機に関しても、衣類や布団を清潔に保つためには、コインランドリーは不経済であり、風呂で手洗いするというのは、文化的な生活などを厭わない人権侵害であると考えている。

○代理人 その冷感マットを洗濯ネットに入れているところだね。最後に「マルファン症候群」とはどんな症状なのか。

○請求人 まず第一に、疲れやすい。それでちょっとストレスが溜まると心臓が痛くなる症状である。

○代理人 関節とかについてはどんな異常があるのか。

○請求人 腕の関節が弱くて、あまり重たいものを持つと外れる危険があるので、「あまり重たいものは持つな」と、そういうふうにドクターからは言われている。歩くのも、1時間以上は歩けない。

(2) 質問

ア 冷蔵庫・洗濯機の購入及び一時扶助費支給申請の経過について

○代理人 平成28年5月20日に訪問されたときに、請求人から、「冷蔵庫と洗濯機がないので購入したいんだ」と。については生活保護費で支給してくれないかという趣旨の話はあったか。

○処分庁 なかった。記録にも書いているように、「自炊を今後考えている」という話があった。

○代理人 自炊のために、「冷蔵庫を今後購入したい」という話はなかったか。

○処分庁 「今後購入したい」とか、「今後購入しようと思っている」という話があった。さらっとおっしゃっただけでしたので、こちらに相談というのではなくて、私からは「では、今後購入されるつもりなんですね」という話をしたら、請求人が「そうです」と言ったように記憶している。

○代理人 それでどうやって、その冷蔵庫と洗濯機を買うのだろうかと考えたのか。

○処分庁 今後、生活費をやりくりされるものだというふうに思った。

○代理人 冷蔵庫については先に購入があつて、後日申請がなされたということになるわけだね。

○処分庁 そうである。

イ 一時扶助費を支給する「緊急性」及び請求人の個別事情の考慮について

- 代理人 洗濯機については、購入前に相談というか、「生活保護費は出ないのか」というふうな相談があったということだね。これについては、どのような理由で「支給できない」という回答になったのか。
- 処分庁 必要性は当然、こちらも分かっていたが、一時扶助で緊急性があるかどうかというところを考えた際に、支給できる条件に当てはまらないと思ったので、「難しいです」と答えた。
- 代理人 例えば、請求人の障がいであるとか、この辺りはケースワーカーとしては、理解はされていたのか。
- 処分庁 それは理解していた。考慮というか、障がいがおありであったとしても、実際コインランドリーを使っておられて、緊急性があったかと言われると、緊急性があったとは認め難かったのではないかなという判断である。
- 代理人 それでは確認だけでも、洗濯機について「緊急性がある」という事態は「およそ想定しがたい」という理解ということでもいいか。
- 処分庁 コインランドリーが近くにない場合ということでは、もちろん洗えなくなってしまうので、必要というか、緊急的に必要なものなのではないかなとは思う。請求人の近くにあるコインランドリーは、それこそお布団とかも洗えるコインランドリーも設置されているところである。コインランドリーの機能というか、設備についても考慮した上での判断である。
- 請求人 家具什器費が申請できるのにそれをいらないとか言った覚えはないが、それをどう受け止められているのか。
- 処分庁 もともと申請された際に「生活保護のしおり」を渡していて、その中にも「一時的な扶助について」というところで、「保護開始時や長期入院後の退院時。また災害時に炊事用具などが必要な場合は、臨時的な費用が必要な場合に対応するために一時的な扶助があって、ただ支給できる項目や要件限度額がありますので、必ず事前にケースワーカーまでご相談ください」ということで説明させていただいている。
- 請求人 その日暮らしみたいな感じで買っている受給者と、自炊している者と一緒にされるのはおかしいのではないかと感じて、今に至っている。ケースごとに合わせてやるべきと、保護手帳にも書いてある。その辺、どうなのか。
- 処分庁 個々の状況に応じて判断するべきとは思っていて、「一般的に全部出していないから出していない」という判断ではない。請求人に対していろいろなことを踏まえた上で、それでもやはり緊急性は認められなかった

(3) 審理員質問

- 審理員 請求人の自宅からコインランドリーの距離というのはどれくらいか。
- 処分庁 10メートルから20メートルくらいだと思う。

(4) その他

- 処分庁 何でもかんでも出さないというわけではない。今回の案件について、もともと親と暮らされていて、市へ保護を受けるために来られたという経過があったケースで

ある。野宿されているケースとか、長期入院で退院されたケースとはまた違うので、着のみ着のままで生活保護の窓口に来所されたケースとはまた違う。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 次官通知第7の1は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と規定し、「実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と定めている。
また、2は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」と規定し、その(3)で、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合」を特別の需要の一つとして定めている。
- (3) 局長通知第7の2の(6)は、「被保護者が次のアからオのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、(中略)家具什器を支給して差しつかえないこと。」と規定し、そのアで、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合わせがないとき。」と定めている。
- (4) 問答集問7の45の答では、「日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである。冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性および緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない。」と記している。

2 本件却下決定について

- (1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、請求人が本件申請したことに対し、冷蔵庫については、スーパーマーケットやコンビニエンスストアが近隣にあることまた洗濯機についてはコインランドリーを利用できる状態にあることから、それぞれ緊急性は認められないと判断し、本件申請を却下したことが認められる。
- (2) 請求人は、自炊することで食費を節約し、数日、数回にわたって分食するためにも冷蔵庫は必要不可欠であり、高温多湿時においては緊急性も認め得ること、また最低限の衣類しか持ち合わせておらず、生活保護受給開始当時、同じ衣類を数日にわたって着用するなどの実情にあったことに鑑みれば、必要性とともに早期に洗濯機の購入を認め、清潔で身繕いに不足することのない費用を支給すべき緊急性があることから、冷蔵庫及び洗濯機について、家具什器費を支給すべきである旨主張する。
- (3) 処分庁には、被保護者の生活の維持向上に努めるよう指導することが求められており、また、家具什器費を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当するかどうかは個々の世帯の状況に応じて判断することとされていることからみて、冷蔵庫については、徒歩圏内に立地するスーパーやコンビニで都度食品を購入することが可能であることのみをもって緊急性がないと判断したと見ざるを得ず、請求人の個々の世帯の状況に応じて判断したとはいえず、処分庁の主張を認めることは困難であるといわざるを得ない。
- (4) 洗濯機については、請求人は、生活保護受給開始当時、同じ衣類を数日にわたって着用するなどの実情に鑑みれば支給すべき緊急性があると主張するが、請求人の反論書及び再反論書からは、洗濯機の必要性は認められるものの、直ちに支給しなければ最低生活に支障をきたすとみることが困難であり、処分庁の決定及び判断に取り消すべき瑕疵があるとまではいえない。
- (5) なお、処分庁においては、「日常生活に必要な物品については、経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきであること」について、請求人に対し十分な説明を行い理解が得られるよう努める必要があるとともに、家具什器費の認定可否の検討にあたっては、請求人の生活の維持向上も含めた個々の世帯の状況に応じて判断すべきである旨付言する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

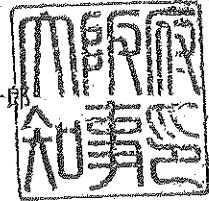
他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年12月11日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

